

公害診療報酬等の算定方法及び記載方法（調剤薬局用）

薬局である公害医療機関が行った認定疾病にかかる調剤報酬の請求については、次のとおり算定し、「公害調剤報酬請求書」に患者ごとに投与された薬剤の内容を記載した「公害調剤報酬明細書」を添えてご請求ください。

I 算定方法について

1. 調剤報酬の算定方法について

薬局である公害医療機関に係る診療報酬等の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 92 号）別表第 3 調剤報酬点数表の例により算定した点数に、**1 点当たり 15 円を乗ずる**ことにより算定するものとする。ただし、**使用薬剤の購入価格は、算定した点数に 1 点当たり 10 円を乗ずる**ことにより算定するものとする。

II 記載方法について

1. 公害調剤報酬請求書（様式第三号）の記載について

（1）「令和 年 月分」欄

調剤の行われた年月を記載すること。

（2）「件数」欄

公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。

（3）「金額」欄

公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。

（4）「令和 年 月 日」欄

公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

（5）「薬局コード」欄

定められた薬局コード 7 桁を記載すること。

（6）「公害医療機関の所在地 名称」欄

薬局の所在地及び名称を記載すること。

（7）「開設者の氏名又は名称」欄

開設者の氏名又は名称を記載すること。

2. 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載について

（1）「令和 年 月分」欄

調剤の行なわれた年月を記載すること。

（2）「公害医療手帳の記号番号」欄

公害医療手帳の記号番号を記載すること。

（3）「氏名」欄

ア) 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。

イ) 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。

ウ) 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。

(4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄

薬局の所在地及び名称を、明細書ごとに記載すること。

(5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄

処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。

(6) 「処方せンを交付した医師の氏名」欄

処方せンを交付した医師の氏名を記載すること。

(7) 「受付回数」欄について

調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。

(8) 「処方」欄

所定単位毎に、調剤した医薬品名・用量・剤型及び用法を記載し、次の所定単位との間を線で区切ること。

(9) 「調剤報酬点数」欄

「加算料」欄には調剤料に対応する加算点数を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。

(10) 「小計」欄

ア) 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。

イ) 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。

ウ) 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。

(11) 「①調剤基本料」欄

調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。

(12) 「②時間外等加算」欄

調剤基本料に係る時間外加算・休日加算・深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。

(13) 「③薬学管理料」欄

薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。

(14) 「合計」欄

「⑦」欄には薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15円を乗じて得られる額を記載すること。

「⑨」欄には「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10円を乗じて得た額を記載すること。

「⑩」欄には「⑧」欄と「⑨」欄の合計金額を記載すること。

(15) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。